

岡崎市障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡崎市障がい者共同生活援助事業費補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に定める共同生活援助（ただし、障がい支援区分3以上の利用者に対する日中サービス支援型共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障がい福祉サービス基準」という。）第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。）を除く。以下同じ）を実施する事業者の経営の安定及びその参入促進を図ることを目的として、共同生活援助の運営に係る経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び経費等)

第2条 補助対象事業は、法第29条第1項に定める指定障がい福祉サービス事業者のうち、別表に掲げる補助対象事業所の条件を全て満たす事業者（以下「補助対象事業者」という。）が、岡崎市が法第19条第1項から第4項までの規定に基づき共同生活援助の支給決定をした障がい者（以下「岡崎市支給決定障がい者」という。）に対し共同生活援助を提供する事業とし、事業の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。ただし、補助対象日は次に掲げる休日（以下「対象休日等」という。）に共同生活援助を提供した日とする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土日休日」という。）ただし、共同生活援助利用者（以下、「利用者」という。）が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動サービスが実施される日又は就労している利用者の出勤日を除く。
- (2) 利用者が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動サービス事業所又は利用者が就労する事業所の休業日

2 補助基準額、補助対象日数、補助対象経費及び補助交付額の算定方法は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、申請書(様式第1)を市長が別に指定する日までに市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第4条 申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、そのことを記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更申請の手続)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、補助金変更申請書(様式第2)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第10条に定める実績報告は、実績報告書(様式第3)によるものとし、補助対象事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第11条に定める額の確定後に、補助対象事業者からの請求により支払うものとする。

(会計の区分)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の会計をその他の事業の会計と区分し、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(実施細則)

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(終期)

第11条 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	障がい支援区分4～6の認定を受けている利用者	障がい支援区分3以下の認定を受けている、又は障がい支援区分の認定を受けていない利用者
補助対象事業所	<p>補助対象事業所は、次の条件を全て満たす事業所とする。</p> <p>1 補助対象事業所を運営する法人は社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人に限る。</p> <p>2 指定障がい福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所であること。</p> <p>3 事業所の所在地が県内にあり、事業所の利用定員が20人以下であること。</p> <p>4 共同生活住居の所在地が県内にあり、その利用定員が9人以下であること。</p>	
補助基準額	<p>当該利用者（ただし、岡崎市支給決定障がい者に限る。）</p> <p>1人1日につき2,240円</p> <p>ただし、障がい福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p>	<p>当該利用者（ただし、岡崎市支給決定障がい者に限る。）</p> <p>1人1日につき1,265円</p> <p>ただし、障がい福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。</p>
補助対象日数	<p>共同生活援助を提供した対象休日等の日数</p> <p>ただし、利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。</p>	
補助対象経費	<p>対象休日等における共同生活援助に要する事業経費</p> <p>=人件費支出、事務費支出、事業費支出（給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等）</p>	
補助交付額の算定方法	<p>次の各号に基づき算定された額のうち、いずれか少ない方の額を補助交付額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費から寄附金その他の収入の額を控除した額に岡崎市支給決定障がい者の延利用日数を全支給決定障がい者の延利用日数で除して得た割合を乗じて得た額（10円未満切捨て）</p> <p>(2) 補助基準額に、それぞれの岡崎市支給決定障がい者の延利用日数を乗じて得た額</p>	